

高松市監査委員告示第16号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年4月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（源平屋島地域運営協議会）	P143、P230	創造都市推進局	観光交流課	R8.3.11
2	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（源平屋島地域運営協議会）	P147、P230			
3	意見	補助金は市から直接交付することについて（源平屋島地域運営協議会）	P230			

監査実施年度 令和6年度

監査テーマ 使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日			
4	指摘	「見直し基準」の内容だけでは対応できない使用料が存在することについて	P39	総務局	人事課 行政改革推進室	R8.3.24			
5	指摘	「見直し基準」の考え方の周知・理解が不十分であることについて	P40						
6	指摘	改定検討状況のモニタリングが不十分であることについて	P41						
7	指摘	使用料の見直しに関する算定に誤りがあったことについて（こども未来館）	P189						
8	指摘	使用料の見直しに関する算定に誤りがあったことについて（男木交流館）	P222						
9	意見	激変緩和措置を一律1.5倍までとしていることについて	P41						
10	意見	面積の多寡によらずに、一律で使用料が決定されていることについて	P42						
11	意見	目的外使用料の算定プロセスに非効率な点があることについて	P42						
12	意見	平成18年度以降使用料が改定されていないことについて（高松市立駐車場）	P84				都市整備局	交通政策課	R8.3.23

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度/高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	<p>件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要がある、助成金の交付対象の選定も団体が行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。</p> <p>団体から補助を行う際にも、補助対象の選定と補助内容が団体の目的及び市補助の目的に沿い、実施結果の検査も含めて適正に行われるよう、簡単なものでも補助要綱を定めて運用することが望まれる。</p> <p>補助要綱では、少額でも見積合せを原則とし、行わない場合はその理由を明記する旨の記載が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P143、P230	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月11日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和8年1月に開催した総会において、源平屋島地域運営協議会を同年3月31日付けで発展的解消とし、同協議会が源平屋島地域の活性化を図るために交付していた補助金は、新たに、市が交付対象事業を公募・選定し、補助を行うことを決定した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度/高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。 少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P147、P230	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月11日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見について、NPO法人の計算書類の様式を参考に、令和7年度事業決算書に基本情報の注記を記載し、8年3月に、7年度総会資料として提出した。 なお、源平屋島地域運営協議会は、財産目録に記載すべき備品及び販売用の商品等を所有していない。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度/高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	補助金は市から直接交付することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	全体の収支の中で、当団体を通じて市の補助金を支払っている金額の割合が高い。事務全般を市の職員が行っており、現状を前提とすれば、市からの直接の補助とすることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P230	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月11日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和8年1月に開催した総会において、源平屋島地域運営協議会を同年3月31日付けで発展的解消とし、同協議会が源平屋島地域の活性化を図るために交付していた補助金は、新たに、市が交付対象事業を公募・選定し、補助を行うことを決定した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「見直し基準」の内容だけでは対応できない使用料が存在することについて	
指 摘 の 内 容	<p>「見直し基準」をあらゆるケースを想定し、網羅的なものとするべきである。市にて徴収している使用料は多岐にわたるが、当該基準に沿って検討されるべき使用料は特定されており、考え方のパターンは複数必要にはなるものの、限定される。このため、各使用料が、どの受益者負担割合に該当するか、どの計算式を使用するか、も必然的に決まることとなる。</p> <p>基本的には「見直し基準」を確認すれば、適切な検討が図られる、という環境を構築すべきである。</p> <p>また、庁内で情報共有しているQ&amp;Aについては、当該基準を補完する役割として、回答日やどの使用料についての項目なのかを明確にし、各所管課の担当者が円滑に情報を検索できるように工夫すべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P39	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所管課等	総務局 人事課行政改革推進室
措置結果	<p>本件指摘事項に係る施設の使用料については、高松市受益者負担見直し基準にのっとり、各所管課において柔軟かつ適切に算定される方策を検討した結果、同基準を改正し、多岐にわたる使用料の算定方法等を類型パターンに整理し記載するのではなく、使用料の見直しに当たっては、令和7年度から、個々の案件ごとに、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用とし、その運用の中で、使用料の算定方法や受益者負担の考え方などを決定していくこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「見直し基準」の考え方の周知・理解が不十分であることについて	
指 摘 の 内 容	Q&Aの内容を「見直し基準」に反映させ、研修等の定期的な周知の場を設けるべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P40	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年3月24日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	本件指摘事項に係る施設の使用料については、高松市受益者負担見直し基準にのっとり、各所管課において柔軟かつ適切に算定される方策を検討した結果、同基準の改正や研修等による一律の周知ではなく、使用料の見直しに当たっては、令和7年度から、個々の案件ごとに、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用とし、その運用の中で、同基準に対する理解を深めるとともに周知を図ることとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	改定検討状況のモニタリングが不十分であることについて	
指 摘 の 内 容	<p>誤った算定を防止する観点から、算定の計算式の類型パターンを整理し、各課がどのパターンで整理したのかを確認できるようにし、取りまとめ部署である行政改革推進室で管理・確認をすべきである。</p> <p>その結果、検討の誤り又は不十分であると判断した使用料については、再検討を促すべきである。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P41	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	<p>本件指摘事項に係る施設の使用料については、高松市受益者負担見直し基準にのっとり、各所管課において柔軟かつ適切に算定される方策を検討した結果、同基準において、多岐にわたる使用料の算定方法等を類型パターンに整理し記載するのではなく、使用料の見直しに当たっては、令和7年度から、個々の案件ごとに、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用とし、その運用の中で、使用料の算定方法等を決定するとともに、所管課の検証が不十分な場合は再検討を促すなど、実効性のあるチェック体制を構築した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和6年度/使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	使用料の見直しに関する算定に誤りがあったことについて（こども未来館）	
指 摘 の 内 容	行政改革推進室による周知及び作成後のチェック体制が整っていないことが要因の一つと考えられる。正しく認識されるよう取り組むとともに、そもそものコスト構造を正しく理解できるように、全庁的な研修を実施する等の取組を行うべきである。	
報告書該当 ページ	P189	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	本件指摘事項に係る施設の使用料については、高松市受益者負担見直し基準にのっとり、各所管課において柔軟かつ適切に算定される方策を検討した結果、使用料の見直しに当たっては、令和7年度から、個々の案件ごとに、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用とし、その運用の中で、同基準の周知等を図るとともに、所管課の検証が不十分な場合は再検討を促すなど、実効性のあるチェック体制を構築した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	使用料の見直しに関する算定に誤りがあったことについて（男木交流館）	
指 摘 の 内 容	行政改革推進室による周知及び作成後のチェック体制が整っていないことが要因の一つと考えられる。正しく認識されるよう取り組むとともに、そもそものコスト構造を正しく理解できるように、全庁的な研修を実施すべきである。	
報告書該当 ページ	P222	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	本件指摘事項に係る施設の使用料については、高松市受益者負担見直し基準にのっとり、各所管課において柔軟かつ適切に算定される方策を検討した結果、使用料の見直しに当たっては、令和7年度から、個々の案件ごとに、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用とし、その運用の中で、同基準の周知等を図るとともに、所管課の検証が不十分な場合は再検討を促すなど、実効性のあるチェック体制を構築した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和6年度/使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区分	意見	
意見の項目	激変緩和措置を一律1.5倍までとしていることについて	
意見の内容	激変緩和措置の上限は、使用料の状況に応じて柔軟に対応できるように、その記載方法を検討することが望ましい。	
報告書該当 ページ	P41	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所管課等	総務局 人事課行政改革推進室
措置結果	<p>本件意見に係る高松市受益者負担見直し基準に定める使用料の激変緩和措置については、令和7年8月に、使用料等の見直しに当たり、原則、現行料金の1.5倍を改定上限とすることができる規定に変更するとともに、各所管課において、同基準の考え方を正しく理解し、使用料の適正な算定を行うことができるよう、使用料の見直しに当たっては、7年度から、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用に変更し、改定上限について柔軟に対応できる体制を構築した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	意 見	
意見の項目	面積の多寡によらずに、一律で使用料が決定されていることについて	
意見の内容	使用面積の規模や用途に応じて、調整率を設定することが望ましい。	
報告書該当 ペ ー ジ	P42	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所管課等	総務局 人事課行政改革推進室
措置結果	<p>本件意見に係る施設の使用料の算定において、体育館などの施設では、市場的要素が強く、民間や他の公共施設の料金設定を考慮する必要があることから、高松市受益者負担見直し基準において、利用者負担の差異を調整する調整率を一律に示すことは困難であり、施設ごとに個別の対応が必要であると考えます。</p> <p>このことから、多岐にわたる施設の使用料の見直しが、同基準の考え方に基づき、柔軟かつ適切に行われるよう、令和7年度から、個々の案件ごとに、各所管課において使用料検証ツールを活用して検証を行った後、同基準を所管する当室での内容確認を経て、財政課で調整を行う運用に変更した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	意 見	
意見の項目	目的外使用料の算定プロセスに非効率な点があることについて	
意見の内容	<p>反復継続する可能性の高い目的外使用料徴収対象物件については、照会のプロセスを経ることなく情報取得できるようにすることが望ましい。</p> <p>具体的には、そのような物件をリスト化し、資産税課によって情報が更新されたタイミングで各課に通知し、各課がそれを確認する。このようにすれば資産税課及び各課における工数が削減され则认为。</p>	
報告書該当 ページ	P42	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所管課等	総務局 人事課行政改革推進室
措置結果	<p>本件意見については、行政財産目的外使用料の算定に係る事務処理において、使用料算定の基礎となる情報を所管する資産税課が、反復継続する可能性の高い対象地のリスト化及び一元管理をすることは、新たに全庁照会事務が毎年必要となり、現在の事務処理と比べ、事務量及び工数の削減は見込めないことから、現状の事務処理を継続することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	意 見	
意見の項目	平成18年度以降使用料が改定されていないことについて（高松市立駐車場）	
意見の内容	受益者負担を十分に確保できていることを前提として、近隣民間駐車場の料金水準と乖離が見られる場合には、改定が与える利用数の増減に留意しつつ、柔軟に改定を検討されることが望ましい。	
報告書該当 ページ	P84	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月23日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見に係る高松市立駐車場の使用料については、令和7年6月から9月までの間に実施した使用料の見直し検討の結果、市立駐車場の利用状況のほか、周辺の駐車需給バランス、民間駐車場の料金水準や駐車場経営に与える影響などを総合的に判断し、使用料の改定は行わないこととしたが、利用率の低い南部駐車場を8年度末に廃止し、近隣の瓦町駅地下駐車場へ機能を集約するとともに、同駐車場の営業時間を拡大し、サービスの充実を図るなど、市立駐車場の健全な経営に向けて取り組むこととした。</p> <p>今後も、高松市駐車対策基本計画に基づき、駐車場を取り巻く環境や交通施策全体との整合を図りながら、受益者負担の確保を踏まえた駐車場使用料の在り方を含め、将来にわたり持続可能な駐車場事業運営を行うこととしている。</p>